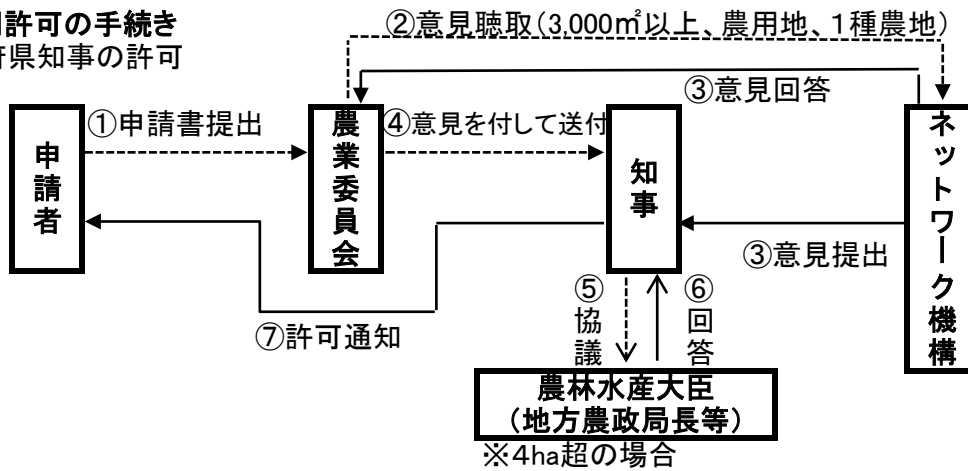


農地転用許可の手続き
・都道府県知事の許可



農地転用事務の標準事務処理期間

	農業委員会の意見書の送付	都道府県知事の許可の処分、協議又は意見書の送付	地方農政局長等の処分又は回答
都道府県知事の許可に関連する事案	申請書の受付締切日後4週間	申請書及び意見書の受理後2週間	
うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受付締切日後4週間	(処分) 申請書及び意見書の受理後2週間 (協議書提出) 申請書及び意見書の受理後10日間	協議書受理後1週間

違反転用に対する処分等

農地を転用したり、転用のために農地を売買等する場合には、原則として農地転用許可を受けなければなりません。また、許可後において転用目的を変更する場合には、事業計画の変更等の手続きを行う必要があります。

この許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や現状回復等の命令がなされる場合があります(農地法第51条)。

また、3年以下の懲役や300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金という罰則の適用もあります(農地法第64条、67条)。